

# (仮称) 第 5 次すいた男女共同参画プラン

(2023-2025) (素案)

すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、  
安心して暮らすことのできる豊かなまち

吹田市

令和 5 年(2023 年)3 月

## はじめに

平成 11 年（1999 年）6 月に施行された「男女共同参画社会基本法」においては、男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、国・地方公共団体や国民が果たすべき役割について基本的な枠組みを定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することをめざしています。

本市におきましても、平成 14 年（2002 年）制定の「吹田市男女共同参画推進条例」に基づき、「すいた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして、市民、事業者の皆様と協働しながら様々な取組を進めてまいりました。

このたび、第 4 次計画の計画期間が終了するにあたり、これまでの成果と課題を踏まえつつ、男女共同参画施策をより一層推進していくため、「第 5 次すいた男女共同参画プラン」を策定いたしました。「第 5 次すいた男女共同参画プラン」は、国の計画策定に合わせて令和 7 年度（2025 年度）までを計画期間とし、変化が著しい社会情勢を反映したものとしてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した DV（配偶者や交際相手などからの暴力）の増加は深刻であり、その根絶は男女共同参画社会を実現するうえで重要な課題であることから、本プランの「吹田市 DV 防止基本計画」において、関係機関との連携を強化し、被害者保護と自立支援のための施策を積極的に進めていくことを明らかにしております。

今後とも、男女共同参画社会の実現のため、家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野におきまして、市民、事業者の皆様と協働して取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、プランの策定にあたり、ご尽力賜りました吹田市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和〇年（〇〇〇〇年）〇月

吹田市

## 目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画の位置付け	2
第2節 計画がめざすまち	2
第3節 計画の名称	2
第4節 計画の期間	2
第5節 計画の構成	2
第2章 計画の策定にあたって	3
第1節 背景	4
第2節 世界・国・府の動向	4
第3節 吹田市の状況	5
第4節 第4次計画の達成状況	6
第5節 第5次計画に向けて	8
第3章 施策の内容	10
第1節 施策の体系図	11
第2節 現状と課題、主な取組	12
基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画社会の推進	12
基本方向2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保	23
基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	37
第4章 計画の推進	46
第1節 庁内における推進体制	47
第2節 市民との連携	47
第3節 計画の進行管理及び検証	47
第4節 計画推進のための目標値（一覧）	48
資 料	



# 第 1 章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- (2) 「吹田市男女共同参画推進条例」に基づき、現行の「第4次すいた男女共同参画プラン」を継続・発展させるものです。
- (3) 「吹田市総合計画」を上位計画とする人権分野の個別計画であるとともに、他の個別計画との整合性をもたせたものです。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（DV防止基本計画）」とするものです。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」とするものです。

## 第2節 計画がめざすまち

吹田市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の実現をめざして、

「男女の人権の尊重」

「性別による固定的な役割分担に基づく社会制度・慣行の解消」

「家庭における活動と他の活動への対等な参画」

「政策等の立案及び決定への共同参画」

「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」

の5つを基本理念として定めています。

これらの理念をもとに、計画がめざすまちの姿は次のとおりです。

すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる  
豊かなまち

## 第3節 計画の名称

吹田市男女共同参画推進条例に基づく計画として、4次にわたり策定されてきたすいた男女共同参画プランの名称を継承し、「第5次すいた男女共同参画プラン」とします。

## 第4節 計画の期間

計画の期間は令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間とします。

## 第5節 計画の構成

基本理念のもと、めざすまちの姿を実現させるために3つの基本方向を定め、基本課題ごとに現状と課題及びこれにつながる市の取組や計画推進のための指標を設定するとともに、市民の取組を示しました。

## 第2章 計画の策定にあたって

## 第1節 背景

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置付けて以降、国において第1次から第5次男女共同参画基本計画に基づく様々な施策が取り組まれてきました。あわせて基本法は、地方自治体に対しても地域の特性に応じた施策の実施を求めるものであり、本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者の協働の取組を進める基盤となるものとして、「吹田市男女共同参画推進条例」を平成14年(2002年)10月に制定しました。

そして、条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第1次計画)を平成15年(2003年)に、平成20年(2008年)に「第2次すいた男女共同参画プラン」(第2次計画)、平成25年(2013年)に「第3次すいた男女共同参画プラン」(第3次計画)、平成30年(2018年)に「第4次すいた男女共同参画プラン」(第4次計画)を策定し、計画に基づいた施策・事業の推進に取り組んできました。国のあらゆる施策から社会全体で女性の活躍の動きが拡大しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響など、男女共同参画社会の実現に向けて、さらに取り組むべき新たな課題が生じています。

このような状況の中、令和4年度(2022年度)で第4次計画の期間が終了することから、市は第5次男女共同参画計画の策定について吹田市男女共同参画審議会に諮問し、その答申を受けて、ここに「第5次すいた男女共同参画プラン」(第5次計画)を策定しました。

## 第2節 世界・国・府の動向

### 1 世界の動向

国連は、昭和50年(1975年)を国際婦人年と定め、メキシコシティで第1回世界女性会議を開催し、その後10年間にわたり国内、国際両面において行動の指針となる「世界行動計画」を採択しました。昭和54年(1979年)に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃すること、法的差別だけでなく、差別的な慣習・慣行を修正・撤廃するためのあらゆる措置をとることを締約国に義務付けています。平成5年(1993年)、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」の国連総会での採択、平成7年(1995年)には第4回世界女性会議(北京)の開催、その後「女性2000年会議」を経て平成27年(2015年)には「北京+20」記念会合が開催され、同年には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)が採択され、ジェンダー平等と全ての女性及び女兒の能力強化が国際的目標として位置づけられました。令和元年(2019年)に日本で開催された「G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書である「G20大阪首脳宣言」では、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されました。

### 2 国の動向

我が国では、昭和60年(1985年)の「女子差別撤廃条約」の批准以来、就労、暴力の防止、次世代育成等様々な法律、制度の整備が行われ、平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。平成

27年（2015年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。平成28年（2016年）には、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されました。平成30年（2018年）には、政治の分野における女性の参画拡大をめざす「政治分野における男女共同参画推進法」（候補者男女均等法）が公布・施行されました。また、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。令和元年（2019年）には、「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」がそれぞれ改正されました。また、「DV防止法」改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、相談機関として児童相談所が法文上明記されるとともに、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。令和3年（2021年）には、「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。

### 3 大阪府の動向

大阪府では、平成13年（2001年）に男女共同参画社会基本法に基づき「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、平成14年（2002年）に「大阪府男女共同参画推進条例」が制定されました。令和3年（2021年）には「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」を策定し、市町村との連携協力、府民や府内の企業、NPO等多様な主体と力を合わせて取組を推進するとしています。

## 第3節 吹田市の状況

### 1 人口の動向

吹田市の人口は昭和63年（1988年）に減少に転じ、その後も微減傾向が続いていましたが、平成7年（1995年）以降は増加に転じ、現在も増加傾向にあります。第4次計画を策定した平成30年（2018年）の人口は371,753人でしたが、令和4年（2022年）5月末現在では380,239人となっています。

世帯数は180,790世帯で、平成30年（2018年）の171,500世帯と比べると、人口の伸びを上回って増加していることから、1世帯あたりの人員は縮小傾向にあると言えます。

### 2 男女共同参画に関する市民意識

第5次計画策定の基礎資料とするため、令和2年度（2020年度）に「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。市内に在住する18歳以上の2,000人に調査票を送付、1,068人の回答を得て、有効回収率は53.4%でした。

男女の地位の平等意識について、社会全体として男性が優遇されていると回答した人の割合は、前回調査では低下しましたが、今回の調査では68.4%と、前回より5.2ポイント上昇しました。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に対する意識について、肯定的な人の割合は23.4%と、前回より8.4ポイント低下し、性別で見ると、男性・女性ともに低下しています。

## 第4節 第4次計画の達成状況

第4次計画の策定後、本市では計画に基づいた様々な施策や取組を実施し、男女共同参画の推進を図ってきましたが、他方で、必ずしも十分な成果を上げることができていない取組もあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会・経済状況の変化等により、男女共同参画社会の実現に向けて様々な課題が浮き彫りになっています。目標を未達成の項目については要因を検証し、第5次計画において改善に向けて取り組みます。

第4次計画で設定した目標値の達成状況は下表のとおりです。

### 基本方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

指標	プラン策定時	現状値	目標値	目標達成 度評価
	平成27年度(2015年度)	令和2年度(2020年度)	令和4年度(2022年度)	
「男は仕事、女は家庭」と 思う市民の割合	女性 28.4% 男性 36.5%	女性 20.5% 男性 26.9%	女性 20%未満 男性 30%未満	女性 B 男性 A
吹田市男女共同参画推進 条例の認知度	28.1%	35.1%	50%以上	B
社会全体として男女の地 位は、平等になっていると 思う市民の割合	20.2%	15.5%	30%以上	B
男女が共に個性や能力を発 揮できる社会になってきて いると思う市民の割合	30.8% 平成26年度(2014年度)	34.2% 平成30年度(2018年度)	40%以上	B

### 基本方向Ⅱ 就労の場における男女共同参画の推進

指標	プラン策定時	現状値	目標値	目標達成 度評価
	平成28年度(2016年度)	令和2年度(2020年度)	令和4年度(2022年度)	
事業所を対象とする研修 会等の実施	2回	0回	3回	C
男性市職員の育児休業取 得率	1.5%	23.3%	5%	A
育児休業制度の利用のあ った事業所の割合(※)	7.8% 平成26年度(2014年度)	12.6% 令和3年度(2021年度)	20%	B

(※) 令和3年度(2021年度)から調査内容を「育児休業・介護休業制度の利用有無」に変更

### 基本方向Ⅲ ライフステージに応じた健康の保持・増進のために

指標	プラン策定時	現状値	目標値	目標達成 度評価
	平成27年度(2015年度)	令和2年度(2020年度)	令和4年度(2022年度)	
子宮がん・乳がん検診受診 率	子宮がん 44.5% 乳がん 48.9%	子宮がん 37.6% 乳がん 37.7%	子宮がん 50%以上 乳がん 50%以上	B

#### 基本方向Ⅳ あらゆる暴力の根絶のために

指標	プラン策定時 平成 27 年度 (2015 年度)	現状値 令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 令和 4 年度 (2022 年度)	目標達成 度評価
すいたストップ DVステーション(DV 相談室)の認知度	11.2%	16.3%	100%	C
DV 防止法の認知度	82.5%	85.2%	100%	B
中学校におけるデート DV 防止啓発実施校数	4 校 平成 28 年度 (2016 年度)	13 校 令和 3 年度 (2021 年度)	18 校	B

#### 基本方向Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

指標	プラン策定時 平成 29 年度 (2017 年度)	現状値 令和 3 年度 (2021 年度)	目標値 令和 4 年度 (2022 年度)	目標達成 度評価
女性市職員の管理職登用 の割合	24.6%	26.3%	30%	B
審議会等委員における女 性の割合	35.4%	29.9%	40%~60%	B
女性のいない審議会等の 割合	10.1%	9.8%	解消する	C

- A : 現状値が目標値を満たしている  
 B : 現状値が目標値を満たしていない (目標値の 50%以上である)  
 C : 現状値が目標値を満たしていない (目標値の 50%未満である)

## 第5節 第5次計画に向けて

平成27年（2015年）に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、ゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメント」を掲げ、2030アジェンダにおいて、すべての目標達成のために必要不可欠な手段であるとされています。

本市の第5次計画においてもあらゆる取組にジェンダーの視点を取り入れ、更なるジェンダー平等の実現をめざします。



### 基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

SDGsのゴール5では、ターゲットの1つに「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられています。持続可能で多様性に富んだ社会を築くため、市政等に関わる分野や、就労の場、地域活動の場など、様々な分野で女性の参画を拡大する必要があります。

日本における女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字型カーブは解消に向かっているものの、少子高齢化がますます進展する状況にあっては、性別にかかわらず誰もが社会を支える一員として活躍できることが求められています。そのためには、女性の就労の支援や多様な働き方への支援、男女ともに長時間労働の是正をはじめとするワーク・ライフ・バランスの推進など、働きやすい職場環境を整備することが不可欠です。

### 基本方向2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

すべての人が安心して暮らしていくためには、あらゆる暴力を根絶し、暴力を許さないための意識啓発と被害に遭わないための環境を整備することが重要です。

特に女性に対する暴力は、社会において男女が置かれている状況の違いや、性別による役割分担意識などが背景にあると考えられ、男女が互いを尊重し、対等な関係を築く男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。本市では、平成23年（2011年）に配

偶発暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を設置し、DV被害者に対する相談・支援に取り組んできました。今後も関係機関との連携を強化するとともに、デートDV予防啓発の取組を通じ、若年層にも暴力根絶の意識を育み、将来にわたる暴力の防止につなげていきます。

男女が互いの身体的特性を理解し、互いを尊重しつつ、思いやりを持って生きていくことができるよう、正しい知識の普及とライフステージに応じた健康支援に取り組めます。

貧困、高齢、障がい、ひとり親家庭などで困難を抱える人は、女性であることで複合的に更に困難な状況に置かれている場合があります。様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備に取り組めます。

### 基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる世代で男女双方の意識を変えていくことが極めて重要です。就労の場、家庭、地域、教育の場において、性別役割分担意識の解消や、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けていく「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」にとらわれないための意識改革と理解の促進を図ります。

本市では男女共同参画センターを拠点施設として、市民団体等との交流や連携を図りながら、協働して男女共同参画の推進に取り組んでいます。今後も男女共同参画センターの機能を更に充実させ、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを進めていきます。



## 第3章 施策の内容

### 第1節 施策の体系図

基本方向	基本課題	主な取組			
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 政策や方針決定の場への女性の参画拡大	1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大			
		2 市審議会等委員への女性の参画拡大			
	2 就労の場における男女平等の推進	1 事業所における女性の人材育成と管理職への登用の促進	※		
		2 女性の就労の支援と能力開発の支援	※		
		3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援	※		
		4 起業など女性の多様な働き方への支援	※		
	3 仕事と生活における男女共同参画の推進	1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し	※		
		2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備	※		
		3 仕事と育児の両立のための保育環境の整備	※		
	4 地域における男女共同参画の推進	1 防災・防犯分野における女性の参画拡大			
		2 男女共同参画を推進する市民団体等への支援			
		3 男女が共に担う地域活動の推進			
	2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保	1 暴力の根絶のための基盤づくり	1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備		
			2 児童虐待防止対策の推進		
			3 性犯罪・性暴力防止対策の推進		
			4 ハラスメント防止体制の整備と啓発の推進	※	
2 DVの根絶と被害者支援		1 DV防止に向けた啓発の推進	重点 施策	DV 防止 基本 計画	
		2 相談体制の充実と関係機関との連携強化			
		3 被害者保護と自立支援の強化			
		4 DV加害者の更生支援			
3 ライフステージに応じた健康支援		1 思春期における心とからだの健康づくりの推進			
		2 妊娠・出産期における健康支援			
		3 成人、高齢期における健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進			
		4 性と生殖についての理解の促進			
4 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備		1 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人への支援			
		2 ひとり親家庭に対する支援			
		3 多様な性に関する理解の促進			
3 男女共同参画環境づくりの実現に向けた		1 男女共同参画意識の形成	1 市職員に対する男女共同参画研修の充実		
	2 事業者、労働者への男女共同参画の啓発と情報提供				
	3 家庭における男女共同参画の効果的な啓発活動の推進				
	4 市民に対する多様な媒体・機会を通じての男女共同参画に係る広報・啓発				
	2 男女共同参画・男女平等教育の推進	1 学校、保育所・幼稚園等における男女共同参画・男女平等教育の推進			
		2 男女共同参画のための生涯学習の推進			
		3 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成			
	3 国際的な協調と男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進	1 男女共同参画に関連する国際規範・基準についての情報提供			
		2 外国人家庭に対する子育てなどの支援			
	4 男女共同参画推進体制の充実	1 市民団体等との協働・連携			
		2 男女共同参画センターの機能の充実			

※女性活躍推進計画

## 基本方向 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 基本課題 1 政策や方針決定の場への女性の参画拡大

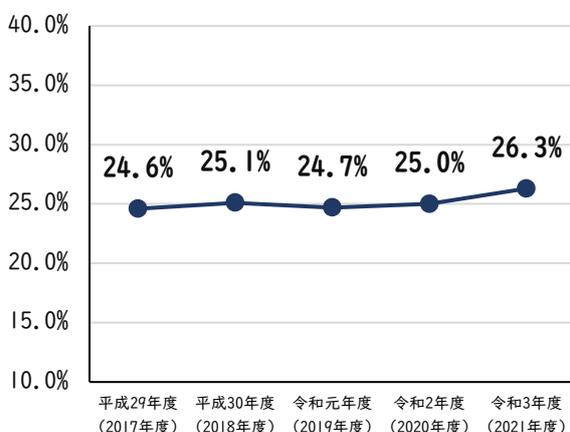
#### (現状と課題)

市の政策や方針決定の場への女性の参画を拡大するために、女性市職員の職域の拡大や管理職への登用の促進に取り組んでいますが、令和3年（2021年）4月現在で管理職（課長代理級以上）に占める女性の割合は26.3%と、令和4年度（2022年度）までに30%とする第4次プランの目標値を達成できていません（図1参照）。キャリア形成のための支援や、キャリアアップにつながる人事配置を行い、女性市職員の管理職への登用を推進する必要があります。

令和3年（2021年）7月現在の市審議会等における女性委員の割合は29.9%と、前年度より5ポイント低下し、令和4年度（2022年度）までに40%～60%とする第4次プランの目標値を達成できていません。また、依然として女性委員がいない審議会等は9.8%存在しています（図2参照）。

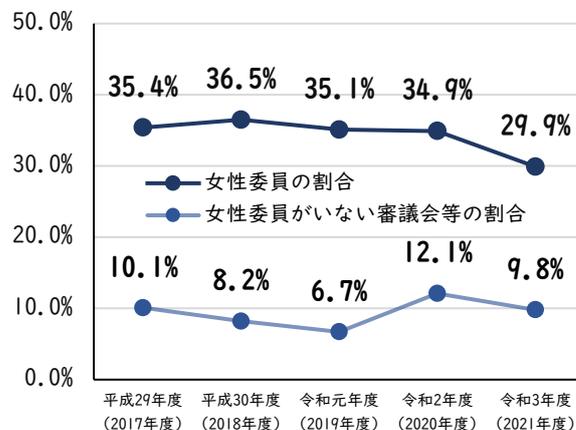
男女がともに参画し、双方の視点を反映した政策や方針の決定を実現するため、審議会等委員への女性の参画拡大を推進する必要があります。

(図1) 吹田市職員における女性の登用状況  
(課長代理級以上)



資料：人事室

(図2) 審議会等の女性の参画状況



資料：人権政策室

#### (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
市職員の管理職（課長代理級以上）に占める女性の割合	26.3% 令和3年度(2021年度)	30%以上

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
審議会等委員における女性の割合	29.9% 令和3年度(2021年度)	40%~60%
女性委員がいない審議会等の割合	9.8% 令和3年度(2021年度)	解消する

## (主な取組)

### (1) 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

主な取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダーギャップ指数や国等が発信する女性の活躍推進に関する情報を周知し、政治や地方自治への関心を高めます	人権政策室
女性職員の活躍を推進するため、働きやすい職場づくりを進めるとともに、役職者・管理職への登用を積極的に進めます	人事室
女性職員のエンパワーメントのための講座等を開催します	人事室
女性教職員の管理職登用を促進するため、長期的な視野で計画的に候補者を育成し、取組を進めます	教職員課

### (2) 市審議会等委員への女性の参画拡大

主な取組の具体的内容	主な担当室課
審議会等委員への女性の参画を推進します	企画財政室 人権政策室

## (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・市には市民委員が参加できる様々な審議会があります。地域の課題に目を向け、積極的に参画してみませんか。

## 基本方向 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 基本課題 2 就労の場における男女平等の推進

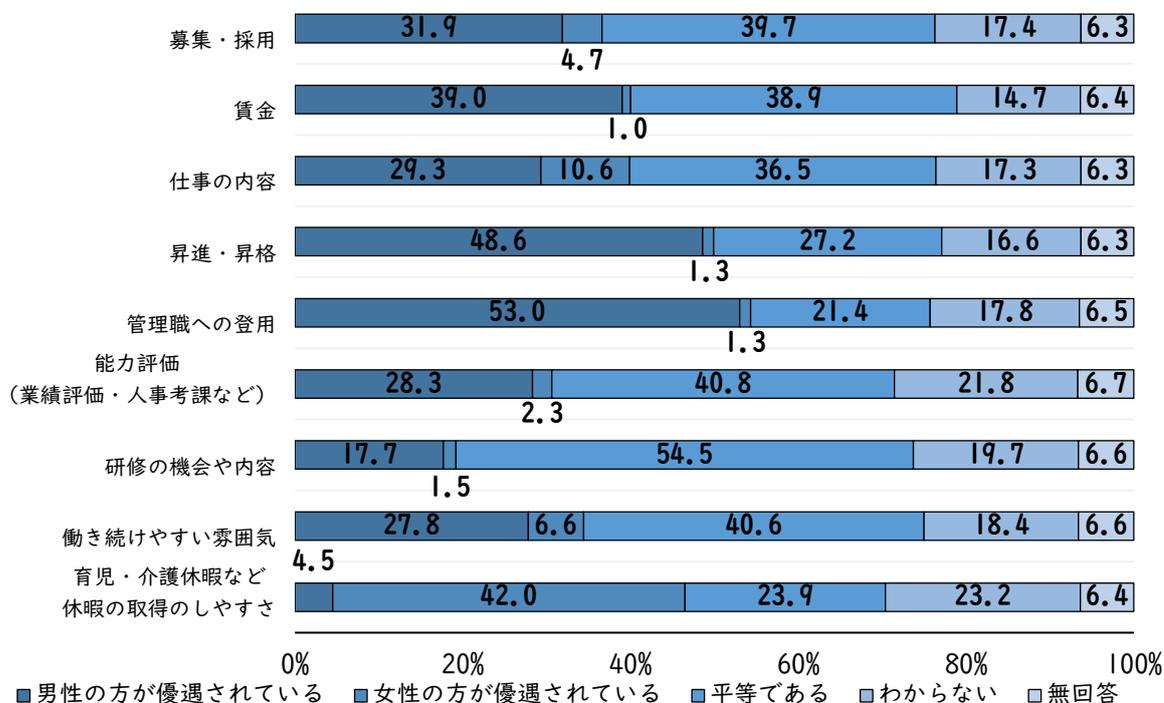
#### (現状と課題)

令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、職場における性別による差について、「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合は前回調査と比較すると多くの分野で低下し、「平等である」と感じる人の割合はすべての分野で上昇しました。しかし、「管理職への登用」では53.0%の人が「男性の方が優遇されている」と感じており、次いで「昇進・昇格」が48.6%、「賃金」が39.0%と、依然として職場における性別による差を感じる人は少なくありません(図1参照)。

就労の場での女性の活躍を推進するための法律や制度の周知を図り、事業所における女性の活躍を推進していく必要があります。

また、男女がともに安心して働くことができる職場環境の形成に向けた情報提供や啓発に努めるとともに、スキルアップや多様な働き方への支援を行う必要があります。

(図1) 職場における性別による差



資料：令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

## (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
女性を対象とした就労に関する講座数	4講座 令和3年度(2021年度)	5講座

## (主な取組)

### (1) 事業所における女性の人材育成と管理職への登用の促進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
事業所において、誰もが能力を発揮することができるよう女性活躍推進に関する啓発や情報提供に努めます	人権政策室 地域経済振興室

### (2) 女性の就労の支援と能力開発の支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
JOB ナビすいたにおいて、女性が求職活動を実施する際に必要な情報資料を提供します	地域経済振興室
安心して働くことができる職場環境の形成に向けた知識と理解を深めるため、労働問題全般にわたる情報を提供します	地域経済振興室
労働相談において、多様化、複雑化する相談事案に対応します	地域経済振興室
女性対象に再就職等、就労についての講座を開催します。また、在職者の能力向上のための講座を開催します	男女共同参画センター
若年層への職業意識、職業知識の啓発のためのキャリア教育や、様々な分野の職業への関心を高める取組を実施します	男女共同参画センター 学校教育室

### (3) 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
市が実施する総合評価落札方式一般競争入札において、女性の活躍推進や仕事と子育ての両立に取り組む事業所を評価します	契約検査室

### (4) 起業など女性の多様な働き方への支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
女性対象に起業をするために必要な実践的知識を学ぶ講座を開催します	男女共同参画センター
多様な働き方についての啓発を実施します	地域経済振興室

## (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・あなたの職場に、性別による差(男性・女性のどちらかが優遇されていること)がないか、見直してみませんか。

## 基本方向 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 基本課題 3 仕事と生活における男女共同参画の推進

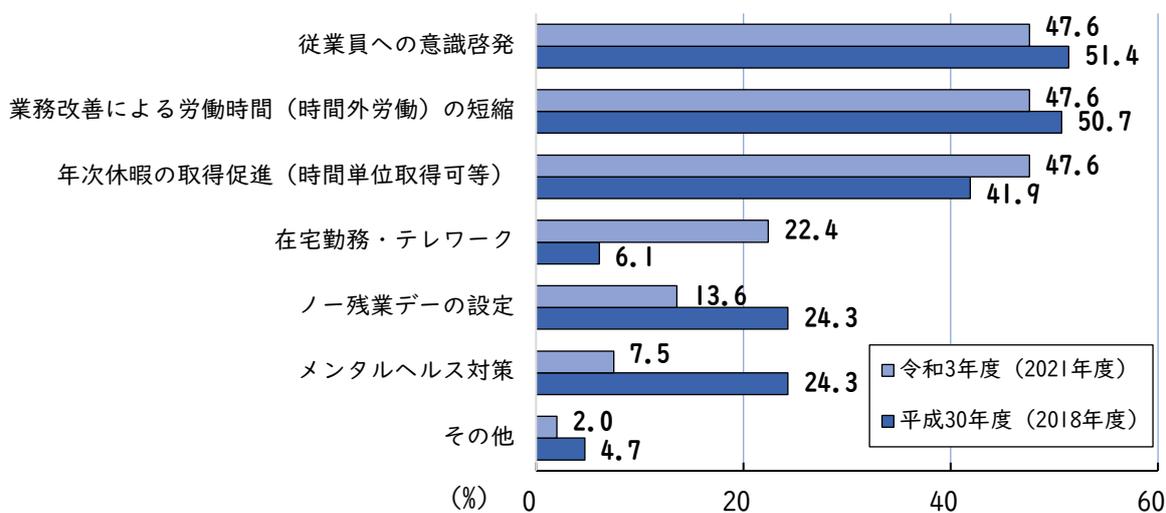
#### (現状と課題)

令和3年度（2021年度）の「労働事情調査」では、ワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組んでいることについて、「特になし」と回答した市内事業所の割合は50.0%を占め、取組がある事業所では、「従業員への意識啓発」「業務改善による労働時間（時間外労働）の短縮」「年次休暇の取得促進（時間単位取得可等）」がともに47.6%となっています。平成30年度（2018年度）に実施した前回の調査と比べると、「在宅勤務・テレワーク」が16.3ポイント上昇しており、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化がみられます（図1参照）。

育児休業・介護休業制度を就業規則等に明文化している事業所の割合は、育児休業が31.8%、介護休業が25.7%で、制度の利用があった事業所の割合は、育児休業・介護休業を合わせて12.6%となっています（図2、図3参照）。令和2年度（2020年度）の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、女性が働き続けるために必要なこととして「育児休業・介護休業制度の充実」と回答した人の割合が62.5%と最も多く、次いで「企業経営者や職場の理解」が56.1%でした（図4参照）。育児休業や介護休業の制度の充実と合わせて、制度を利用しやすい職場環境となるための意識啓発が必要です。

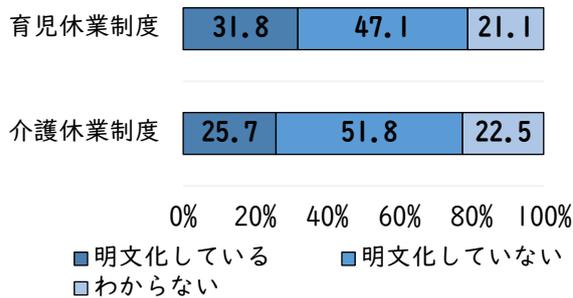
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直しや、男性の家事・育児・介護への参画を促進する啓発を行うとともに、仕事と育児の両立を可能とするための保育環境の整備をさらに推進する必要があります。

(図1) ワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組んでいること

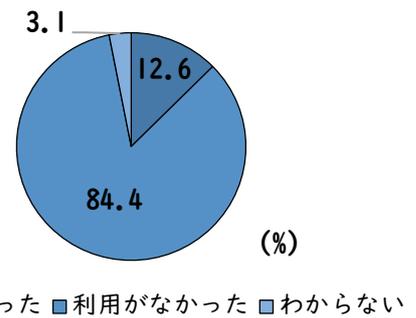


資料：令和3年度（2021年度）吹田市「労働事情調査」

(図2) 育児休業・介護休業制度を就業規則等に明文化している事業所の割合

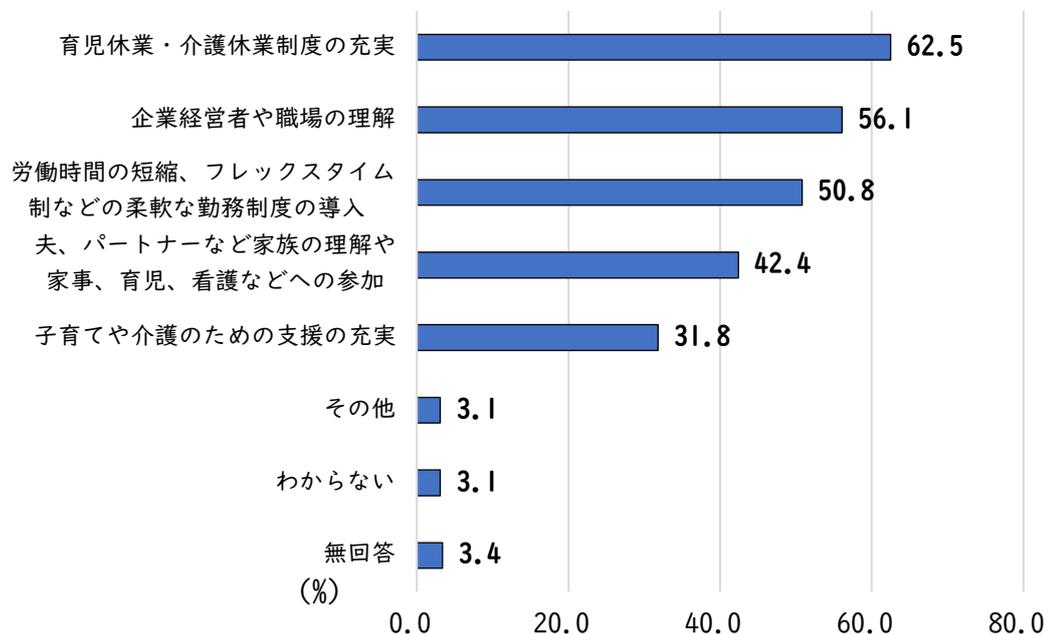


(図3) 育児休業・介護休業制度の利用の有無



資料：令和3年度（2021年度）吹田市「労働事情調査」

(図4) 女性が働き続けるために必要なこと



資料：令和2年度（2020年度）吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

## (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
男性市職員の育児休業取得率	23.3% 令和2年度(2020年度)	50%以上
育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	12.6% 令和3年度(2021年度)	20%以上
事業所を対象とした啓発の実施回数	3回 令和3年度(2021年度)	5回

## (主な取組)

### (1) 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し

主な取組の具体的内容	主な担当室課
働きやすい職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を実施します	地域経済振興室 男女共同参画センター
ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市報や啓発紙を通して事例を紹介します	男女共同参画センター
市職員の長時間労働の是正を図り、仕事と家庭生活の両立を促進します	人事室

### (2) 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備

主な取組の具体的内容	主な担当室課
男性市職員の育児・介護休業等の取得促進などの意識啓発を行います	人事室
男性料理教室や参画スタッフの活動など、男性を対象とする講座を充実します	男女共同参画センター まなびの支援課
事業所に対し、男性の育児・介護休業が取得しやすい職場づくりに向けて啓発を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室
父親の育児休業取得や家事や育児への協働について啓発します	母子保健課
子供や青少年を対象とした料理に関する講座を実施します	男女共同参画センター
育児施設における父親向けのプログラムを充実します	保育幼稚園室 のびのび子育てプラザ

### (3) 仕事と育児の両立のための保育環境の整備

主な取組の具体的内容	主な担当室課
保育の受け皿確保に取り組みます	保育幼稚園室
児童の放課後の家庭に代わる安心・安全な居場所と保育を提供します	放課後子ども育成室

## (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・ 育児休業や介護休業などの制度を利用しやすい雰囲気づくりに取り組みましょう。

# 基本方向 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

## 基本課題 4 地域における男女共同参画の推進

### (現状と課題)

防災・防犯施策に男女双方の視点を取り入れるため、防災・防犯に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要です。令和3年度（2021年度）の吹田市防災会議における女性委員の割合は19.4%と、前年度から9.4ポイント上昇しました（図1参照）。

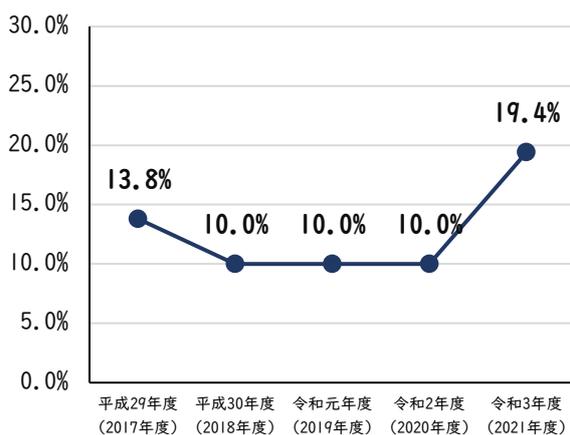
消防職員の採用にあたっては、女性を対象とした合同就職説明会で消防の仕事の魅力をPRするなど、積極的に女性の採用に努めてきましたが、新たな採用には至っていません。

災害時等の対応において、男女それぞれのニーズの違いに配慮できるよう、今後も継続して防災・防犯分野における女性の参画拡大のための取組が必要です。

地域では男女がともに様々な活動を行っていますが、自治会やPTAなどの各種団体のリーダーに占める女性の割合は少なく、令和3年度（2021年度）の単一自治会長の女性の割合は23.0%、連合自治会長は17.6%、小学校PTA会長は19.4%、中学校PTA会長は29.4%となっています。一方で幼稚園PTA会長の女性の割合は93.3%と、団体によってリーダーの性別に偏りがみられます（図2参照）。

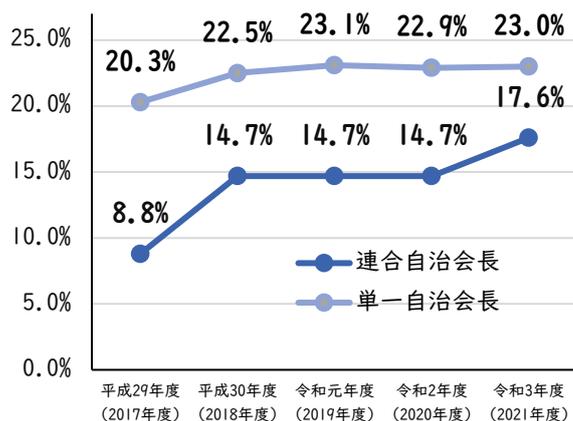
男女が共に担う地域活動を支援するとともに、性別や年齢等により役割が固定化されることがないように、一人一人の意識を変えていくための取組が必要です。

(図1) 吹田市防災会議における女性委員の割合



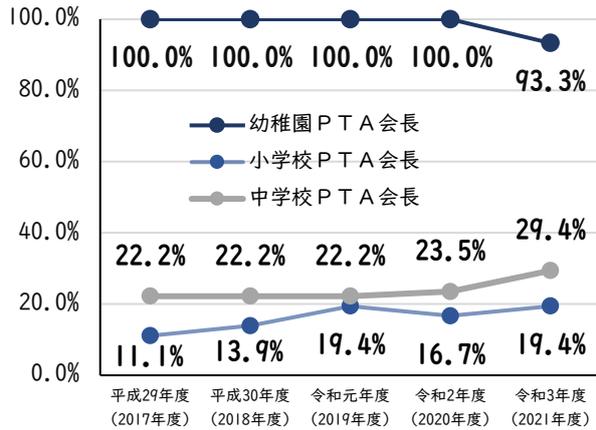
資料：危機管理室

(図2-1) 自治会活動に占める女性の割合



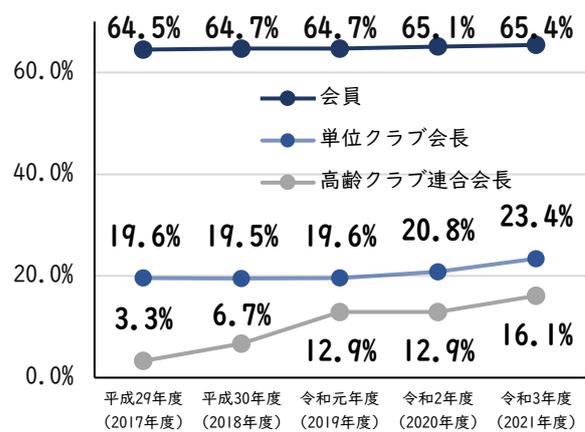
資料：市民自治推進室

(図 2-2) P T A活動に占める女性の割合



資料：まなびの支援課

(図 2-3) 高齢クラブ活動に占める女性の割合



資料：高齢福祉室

## (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
吹田市防災会議における女性委員の割合	19.4% 令和3年度(2021年度)	30%以上

## (主な取組)

### (1) 防災・防犯分野における女性の参画拡大

主な取組の具体的内容	主な担当室課
女性の視点を地域防災計画や防災・防犯施策に反映させるため、防災・防犯に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します	危機管理室
避難所運営や災害ボランティア活動などにおいてジェンダーの視点からの配慮に取り組みます	危機管理室
女性消防職員の採用・登用を促進するとともに、職業能力の向上を支援します	総務予防室
女性消防団員の入団を促進し、防災分野における女性の参画拡大に取り組みます	総務予防室

### (2) 男女共同参画を推進する市民団体等への支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画に関するリーダー養成講座の開催や、市民団体等の交流・ネットワークづくりを支援します	男女共同参画センター

### (3) 男女が共に担う地域活動の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
性別にかかわらず参加できるよう市民公益活動を支援します	市民自治推進室
ジェンダーの視点をもったボランティア人材を養成します	男女共同参画センター
各種団体における女性役員の拡大に向けて意識啓発を行います	人権政策室

#### (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・地域活動の中で、性別による固定的な役割分担意識がないか見直してみませんか。

## 基本方向 2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

### 基本課題 1 暴力の根絶のための基盤づくり

#### (現状と課題)

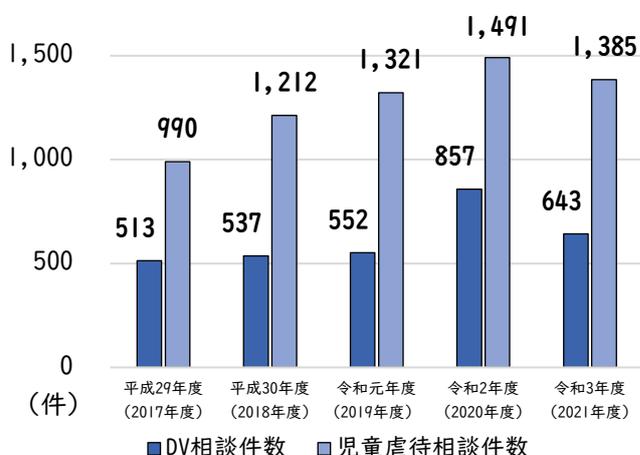
配偶者や交際相手など身近な者からの暴力、児童虐待、性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメント、ストーカー行為等は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。暴力を許さないための意識啓発と被害に遭わないための環境を整備することが重要です。

児童虐待の相談件数は増加の傾向にあり、家庭・地域・学校など様々な場面でその対策を強化する必要があります（図1参照）。

令和4年（2022年）5月には困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立したところですが、インターネットの普及やSNSの広がりにより、「AV出演強要」「JKビジネス」などの性被害に遭うケースが増えており、若年層に対する性犯罪・性暴力被害の相談・支援の在り方が課題となっています。

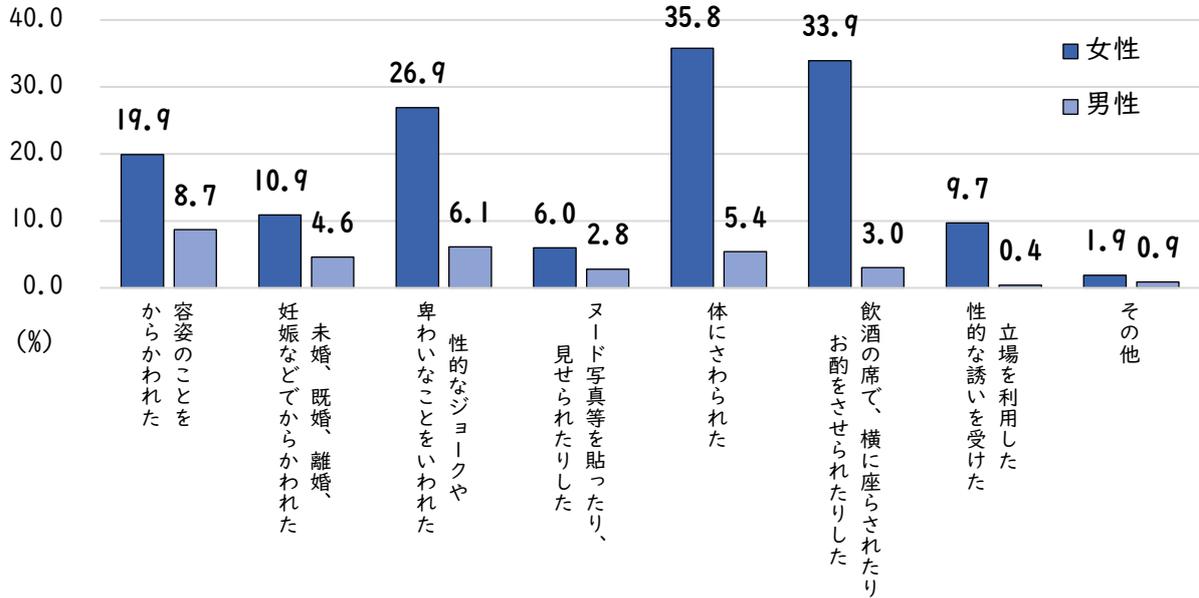
令和2年度（2020年度）の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、セクシュアル・ハラスメントに関する被害経験について、女性では「体にさわられた」が35.8%と最も多く、次いで「飲酒の席で、横に座らされたりお酌をさせられたりした」が33.9%、男性では「容姿のことをからかわれた」が8.7%と最も多く、次いで「性的なジョークや卑わいなことをいわれた」が6.1%となっており、多くの人がこのような被害を経験している実態があります（図2参照）。職場ではマタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントや、性的指向・性自認に関する差別的言動や嫌がらせなどの新たなハラスメントが問題となっています。ハラスメントをしない、許さない職場づくりに向けて、意識啓発を効果的に進めると同時に、事業所における防止対策ガイドラインの策定や相談体制の整備を推進することが一層重要になっています。

(図1) DV・児童虐待相談件数



資料：すいたストップDVステーション、家庭児童相談室

(図2) セクシュアル・ハラスメントに関する被害経験



資料：令和2年度（2020年度）吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

## (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	21.4% 令和2年度(2020年度)	30%以上
セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	56.7% 令和2年度(2020年度)	70%以上

## (主な取組)

### (1) 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備

主な取組の具体的内容	主な担当室課
暴力（DV、ハラスメント等）、性の商品化等の根絶のため、パンフレットや市報その他の広報誌等を通じて広報、啓発を推進します	人権政策室 男女共同参画センター
学校、保育所・幼稚園等を通じての広報、啓発に努めます	家庭児童相談室 保育幼稚園室 学校教育室
市職員や教職員への研修を行います	人事室 教育センター

主な取組の具体的内容	主な担当室課
防犯カメラ、防犯灯、街路灯等の整備など危険場所のチェックと環境改善に取り組みます	危機管理室 道路室
幼児期から学校教育の各段階における暴力を許さない教育の推進に努めます	保育幼稚園室 学校教育室
家庭や学校などにおいて、ソーシャルスキルトレーニング（社会で生活するための力、コミュニケーション力）を実施するための啓発に努めます	学校教育室
保育士や教職員等を対象にした暴力根絶のための意識啓発を図ります	保育幼稚園室 学校教育室
保護者対象に体罰によらない育児について啓発します	男女共同参画センター 保育幼稚園室 家庭児童相談室 母子保健課

## (2) 児童虐待防止対策の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
関係機関の効果的な連携を可能にする児童虐待防止ネットワークの体制強化のため、研修などを実施します	家庭児童相談室
学校における早期発見体制を整備のため、虐待問題担当者を配置し、すべての教職員への校内研修を実施します	学校教育室
虐待の未然防止、早期発見に取り組むため、子供に対する暴力防止プログラムを実施します	家庭児童相談室 保育幼稚園室 学校教育室
家族の孤立化を防止するため、子育てサークルによる育成支援を実施します	のびのび子育てプラザ
家族の孤立化を防止するため、家庭訪問などの支援策を充実します	家庭児童相談室
児童虐待防止のための市民への啓発・情報提供を推進します	家庭児童相談室
子どもの権利条約の啓発に努めます	人権政策室 家庭児童相談室 学校教育室

## (3) 性犯罪・性暴力防止対策の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの被害者救済対策にかかる情報を周知します	人権政策室 男女共同参画センター

#### (4) ハラスメント防止対策体制の整備と啓発の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
安心して働ける職場環境の実現のため、事業所におけるハラスメント防止対策ガイドラインの策定の支援や啓発を行います	地域経済振興室
市職員への周知徹底を図るとともに、研修や苦情処理制度の充実を図ります	人事室 人権政策室
「吹田市立学校におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき対応し、研修を行い啓発を推進します	教職員課 教育センター
「吹田市消防職員パワーハラスメント防止に関する指針」を周知徹底するとともに、ハラスメントに関する研修を実施します。	総務予防室
子供が安心して暮らせる環境の実現のため、小・中学生が相談できる窓口（学校内・学校外）を充実します	教育センター
市民が相談できる窓口をわかりやすく周知します	人権政策室
安心して働ける職場環境の実現のため、市職員や事業所等におけるこころの健康（メンタルヘルス）のための取組を推進します	人事室 地域経済振興室

#### (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・一人一人がお互いを尊重し対等な関係を築くために何が必要か考えてみましょう。

## 基本方向 2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

### 基本課題 2 DVの根絶と被害者支援

#### (現状と課題)

令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたときの相談先として、「どこにも相談しなかった」と回答した人の割合が48.0%と最も多く、「友人、知人」が27.3%、「家族、親戚」が21.0%、「警察」が4.0%で、「配偶者暴力相談支援センター」は0.6%でした(図1参照)。

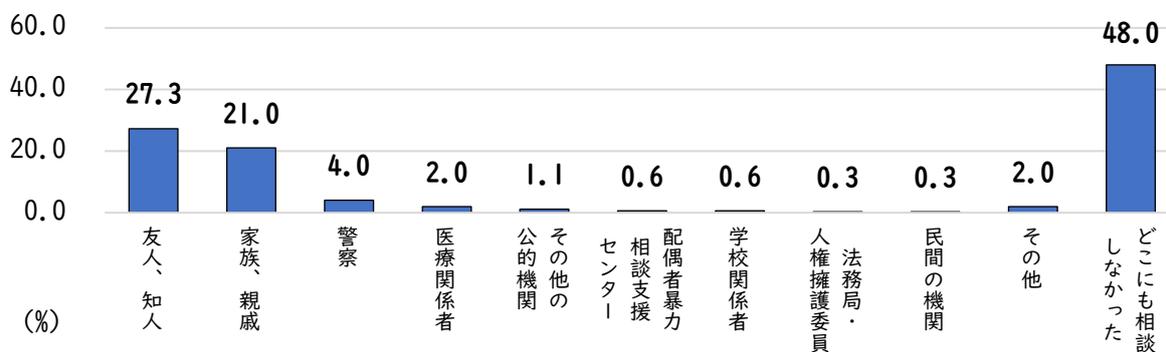
どこにも相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が54.5%と最も多く、「自分にも悪いところがある」が32.3%、「相談しても無駄だと思った」が25.7%でした。(図2参照)。

新型コロナウイルス感染症の影響で失業や休業、在宅勤務等が増えたことにより、家庭内での配偶者等からの暴力の増加や深刻化が懸念されています。

これらのことから、被害者が自身のDV被害に気づき、一人で悩むことなく早い段階で相談できるよう、すいたストップDVステーションをはじめとする各種相談窓口を、これまで以上に広く周知していく必要があります。

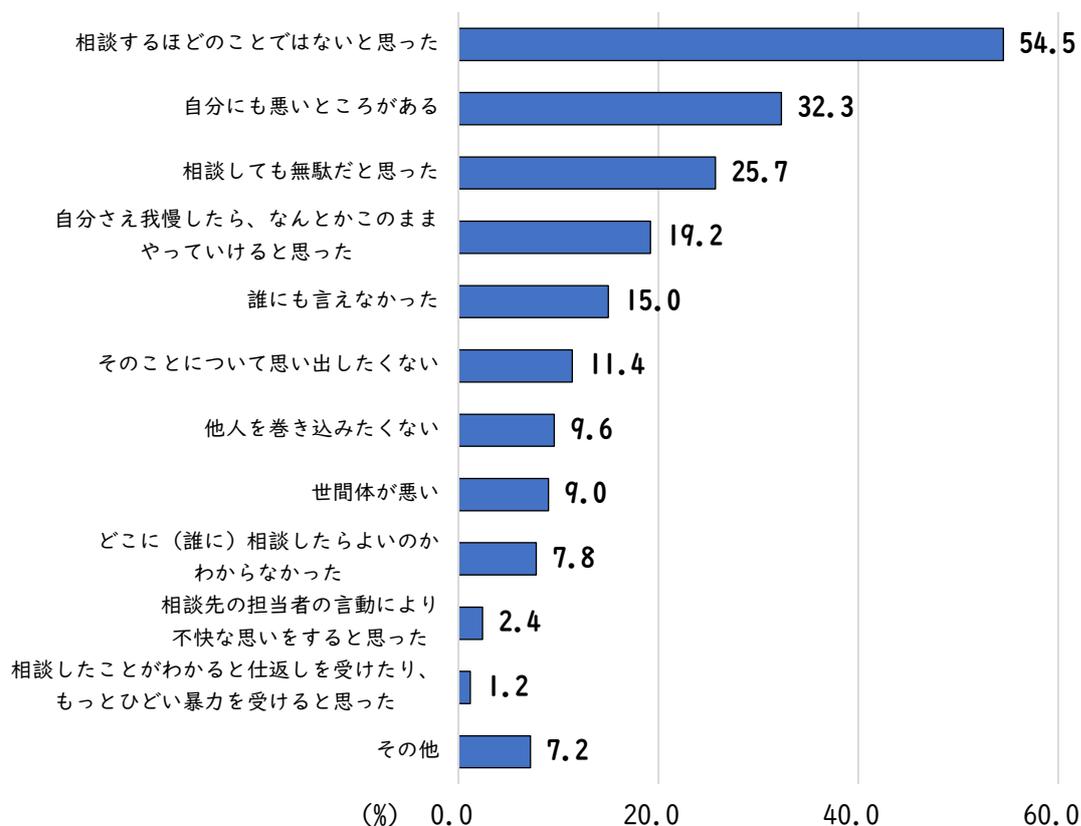
吹田市では、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた「W(ダブル)リボンマーク」を考案し、「Wリボンプロジェクト」として、社会全体に暴力防止への理解と関心を広げる取組を行っています。引き続き啓発を進めていくとともに、関係機関等とも連携しながら、被害者の安全確保から自立支援まで切れ目のない支援を行う必要があります。

(図1) DV被害の相談先



資料：令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図 2) 相談しなかった理由



資料：令和 2 年度（2020 年度）吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

## (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和 7 年度(2025 年度)
すいたストップ DV ステーションの認知度	16.3% 令和 2 年度(2020 年度)	30%以上
中学校におけるデート DV 予防啓発実施校数	13 校 令和 3 年度(2021 年度)	18 校 (すべての市立中学校)
配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	48.0% 令和 2 年度(2020 年度)	30%未満

## (主な取組)

### (1) DV 防止に向けた啓発の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
DV を防止するための講座などを開催します	男女共同参画センター

主な取組の具体的内容	主な担当室課
パンフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、すいたストップ DV ステーション（DV相談室）等相談窓口の周知に努めます	すいたストップ DV ステーション 男女共同参画センター
若年層に向けたデートDV予防啓発を推進します	男女共同参画センター
「暴力のない安心・安全のまち、すいた」の実現を目指し、ダブルリボンマークを旗印にDV及び児童虐待の防止に向けた啓発に取り組みます	人権政策室 家庭児童相談室 男女共同参画センター

## (2) 相談体制の充実と関係機関との連携強化

主な取組の具体的内容	主な担当室課
配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップ DV ステーション」の充実を図ります	すいたストップ DV ステーション
DV相談担当者や各室課の窓口対応者への研修の実施及び弁護士・警察等との連携の強化に取り組みます	人権政策室
日本語が話せない相談者のために通訳等の適切なサポートを行います	文化スポーツ推進室
相談事例から支援者のスキルアップを図り、相談者へのフィードバックにつなげます。また、被害者支援に関わる相談員等の意見交換の場を設けます	人権政策室 男女共同参画センター
相談窓口について、民生・児童委員への情報提供、周知を図ります	福祉総務室
児童、高齢者、障がい者への虐待防止施策などと連携した推進体制の構築を図ります	人権政策室 家庭児童相談室 障がい福祉室 高齢福祉室
大阪府・他市町村との連携を強化します	人権政策室 男女共同参画センター

## (3) 被害者保護と自立支援の強化

主な取組の具体的内容	主な担当室課
相談者の個人情報保護及び支援者内の情報共有を徹底し、相談機関による二次被害を防止します	すいたストップ DV ステーション 男女共同参画センター
緊急時における一時保護体制の充実に努めます	すいたストップ DV ステーション 生活福祉室 障がい福祉室 高齢福祉室

主な取組の具体的内容	主な担当室課
被害者保護のための住民基本台帳の閲覧制限や情報システム連携強化による関係機関との情報の共有を徹底します	すいたストップ DV ステーション 市民課
被害者の状況把握とニーズに沿った情報提供の充実を図り、自立に向け支援します	すいたストップ DV ステーション 男女共同参画センター
福祉制度の活用等、生活支援から自立へつながるような体制を強化します	生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室 国民健康保険課
経済的な自立に向けた就労支援を充実します	地域経済振興室
離婚前相談を実施し、ひとり親世帯等への自立支援を充実します	子育て給付課
被害者の自立した生活に向け、住宅の提供に関する支援を検討します	住宅政策室
安定した生活が維持できるよう、子供のこころのケアを含めた被害者の家庭生活への継続した支援や情報提供に努めます	家庭児童相談室 のびのび子育てプラザ 教育センター

#### (4) DV 加害者の更生支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
DV 加害に対する気づきを促すための啓発や、各種相談窓口の情報提供を行います	すいたストップ DV ステーション

#### (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・ DV は重大な人権侵害であり犯罪であることを認識し、暴力を許さない意識を強く持ちましょう。
- ・ 暴力の被害にあった時には、一人で悩まず市や府などの窓口にご相談しましょう。

## 基本方向 2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

### 基本課題 3 ライフステージに応じた健康支援

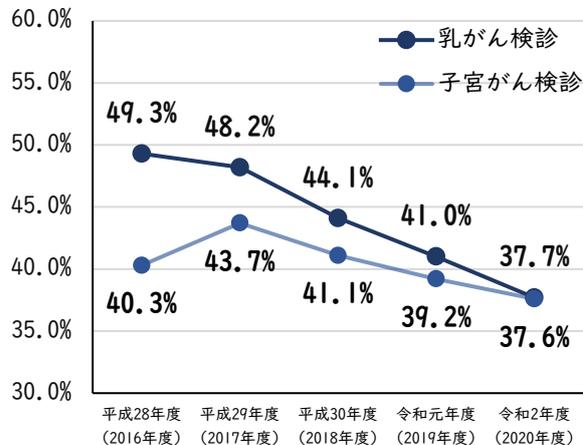
#### (現状と課題)

男性・女性がともに生涯を通じて健康で豊かな暮らしを送るためには、互いの身体的特性を理解することが重要です。人は、その成長過程において様々な変化を迎えるため、各ライフステージに応じた健康支援が必要ですが、特に女性は心身の状態が年代に応じて大きく変化する特性があることから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取組が重要です。

がん検診については、個別勧奨や受診に向けた啓発を行っていますが、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症の影響で、乳がん検診受診率は37.7%、子宮がん検診受診率は37.6%と、いずれも前年度から低下しました。今後も受診勧奨や健康情報の発信のあり方を検討し、受診率の向上に取り組む必要があります。

男性・女性が互いの身体的特性を理解し、ともに心身の健康を享受できるよう、正しい知識の普及や相談体制の充実に取り組み、生涯にわたる健康支援を進めます。

(図2) 乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移(市の検診受診率)



資料：母子保健課

#### (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
健康の保持・増進や介護予防のために心がけていることが「特にない」高齢者の割合	3.1% 令和元年度(2019年度)	0%

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
子宮がん・乳がん検診受診率(※)	子宮がん 37.6% 乳がん 37.7% 令和2年度(2020年度) 【市の検診受診率】	子宮がん 50% 乳がん 増加
	子宮がん 49.8% 乳がん 51.4% 平成30年度(2018年度) 【市民意識調査】	
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	14.5% 令和2年度(2020年度)	20%以上

(※) 第5次プランから、出典を市の検診受診率から市民意識調査へ変更

## (主な取組)

### (1) 思春期における心とからだの健康づくりの推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
性感染症、避妊やエイズ予防等のための啓発活動を行います	保健給食室 青少年室

### (2) 妊娠・出産期における健康支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
産前・産後の切れ目ない支援を実施するため、助産師等による面接や継続的なフォローの実施に努めます	母子保健課
妊娠・出産に関わる機能の保護や、喫煙や飲酒が胎児や乳児に及ぼす影響について周知・啓発を行います	母子保健課

### (3) 成人、高齢期における健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
女性を中心に広く健康づくりを支援するため、情報提供の充実を図り、疾病の予防啓発に努めます	健康まちづくり室 成人保健課
喫煙、飲酒等が健康に及ぼす影響についての認識の普及に努めます	成人保健課 地域保健課
認知症サポーター養成講座など、介護・看護への男性参加の啓発講座を開催します	高齢福祉室
フレイル予防や介護予防の普及啓発のための、講演会や相談会等を実施します	高齢福祉室

主な取組の具体的内容	主な担当室課
ひろば de 体操やいきいき百歳体操の活動支援を通して、フレイル予防、介護予防に取り組む地域づくりを促します	高齢福祉室

#### (4) 性と生殖についての理解の促進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
からだと健康についての理解を深めるための講座を実施します	男女共同参画センター
自分のからだをよく知り自己管理ができるようになるために、青少年を対象とした啓発を実施します	青少年室
性に関する正しい情報を提供することで、学校、保育所・幼稚園等における性に関する教育の充実を図ります	学校教育室 保育幼稚園室
大阪府が行っている「妊娠SOS」の普及・啓発を行うとともに妊娠時の様々な悩み相談に対応します	青少年室
妊娠についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、妊娠・不妊等の様々な悩み相談に対応します	母子保健課
性感染症についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期診断のための検査を実施します。	地域保健課

#### (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・男性・女性が互いの身体的特性を正しく理解し、尊重する関係を築きましょう。
- ・自分の健康に関心を持ち、積極的に健康診査を受けましょう。

## 基本方向 2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

### 基本課題 4 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

#### (現状と課題)

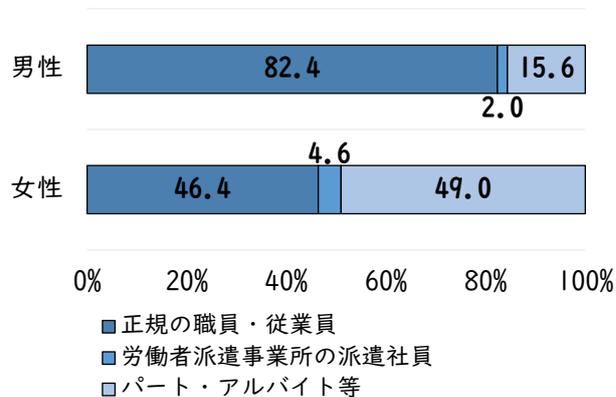
本市の雇用者の従業上の地位における「正規の職員・従業員」の割合は、男性が82.4%、女性が46.4%と、女性の半数以上が派遣社員やパート・アルバイト等に従事しており、女性の正規雇用労働者の割合は男性を大きく下回っています（図1参照）。このような状況の中、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、健康や経済的な面で困難を抱えている人は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、より深刻な影響を及ぼしていることが考えられます。

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族形態の影響が大きく、高齢期の支援と合わせて、高齢期に達する以前からの取組が課題となっています。

困難を抱える人が適切な支援を受け、安心して暮らせるよう、地域福祉のネットワークづくりの推進や、生活困窮者に対する就労支援、ひとり親家庭に対する就労・子育て等の支援を行うとともに、それぞれが抱える課題に応える相談体制の充実が必要です。

また、すべての人が自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する理解を促進する取組が必要です。

(図1) 従業上の地位別就業者の割合



資料：令和2年（2020年）総務省「国勢調査」

#### (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
就労支援専門員が関わる支援により就労につながった人数	81人 令和2年度(2020年度)	90人以上

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
ひとり親世帯等における自立支援プログラム策定件数のうち就職に結び付いた件数の割合	81.7% 直近5か年(平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度))の実績値平均	90%以上
「LGBT」の認知度	73.2% 令和2年度(2020年度)	80%以上

## (主な取組)

### (1) 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人への支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
困難を抱える人が適切な支援を受けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉のネットワークづくりを推進します	福祉総務室 高齢福祉室 障がい福祉室 生活福祉室
介護保険制度や障害者総合支援制度の活用の啓発を行います	高齢福祉室 障がい福祉室
高齢者・障がい者虐待防止のために啓発講座を開催します	高齢福祉室 障がい福祉室

### (2) ひとり親家庭に対する支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
ひとり親家庭が抱える課題に応える相談・支援の充実と当事者間の交流機会の形成を促進します	男女共同参画センター
ひとり親世帯等の相談体制を強化するとともに、日常生活の支援や養育費確保に向けた取組を推進します	子育て給付課
医療費の助成・児童扶養手当の支給・福祉資金の貸付け制度による経済的自立に向けた支援をします	子育て給付課
就労に必要な技能や知識を身に着けるための講座を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室 子育て給付課

### (3) 多様な性に関する理解の促進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダーの視点を取り入れた学校運営のための啓発を行います	学校教育室
教職員に対し、セクシャリティやジェンダーについての研修を充実させます	教育センター

主な取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダーに関する DVD などの貸出し、図書・資料の収集・提供に努めます	人権政策室
多様な性に関する啓発を進めるとともに、性に関する悩み（LGBTQ を含む）などの相談に対応します	人権政策室

## （市民のみなさんも取り組んでみませんか）

- ・ 様々な困難を抱える人たちに対して、一人一人ができることを考えてみませんか。

## 基本方向 3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

### 基本課題 1 男女共同参画意識の形成

#### (現状と課題)

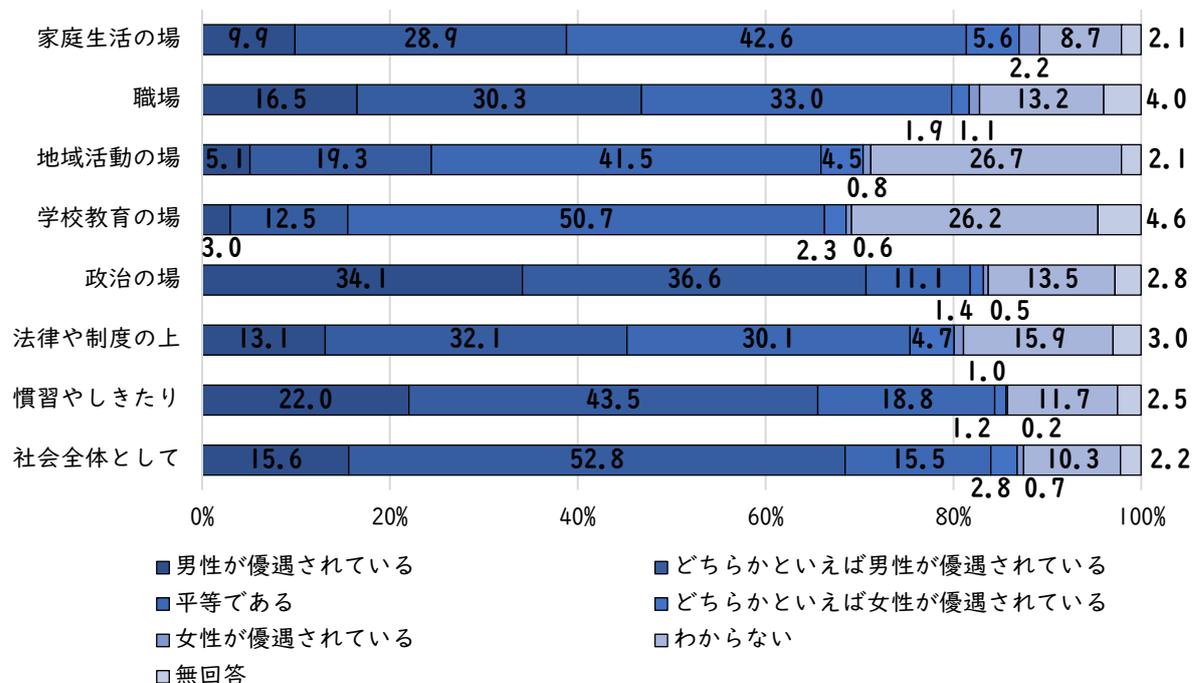
令和2年度（2020年度）の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「社会全体として男女の地位は平等である」と思う人の割合は15.5%と、前回の調査から4.7ポイント低下し、第4次プランの目標値の30%以上を達成できていません（図1参照）。

「男性が優遇されている」と感じる場面は「政治の場」が34.1%と最も多く、次いで「慣習やしきたり」が22.0%、「職場」が16.5%となっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」（「どちらかといえば同感する」を含む）人の割合は23.4%と、前回の調査から8.4ポイント低下し、「同感しない」（「どちらかといえば同感しない」を含む）人の割合は67.8%と、前回の調査から9.2ポイント上昇しました。「同感する」人の割合は男性・女性ともに低下しましたが、第4次プランの女性の目標値である20%未満は達成していません（図2参照）。

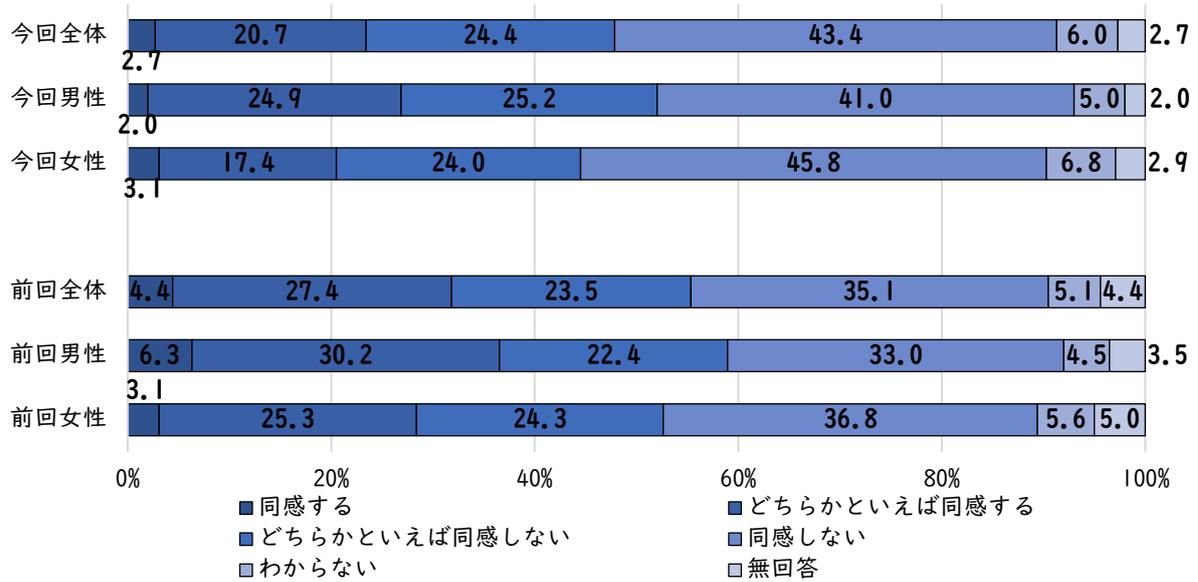
すべての人が性別にかかわらずなく、あらゆる分野における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、様々な場面で一人一人の意識を変えていくための啓発が必要です。

(図1) 各分野における男女の地位



資料：令和2年度（2020年度）吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：令和2年度（2020年度）吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」  
 （前回：平成27年度（2015年度））

### (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 20.5% 男性 26.9% 令和2年度（2020年度）	男女とも 15%未満
社会全体として男女の地位は平等になっていると思う市民の割合	15.5% 令和2年度（2020年度）	30%以上
男女が共に個性や能力を發揮できる社会になってきていると思う市民の割合	34.2% 平成30年度（2018年度）	40%以上
吹田市男女共同参画推進条例の認知度	35.1% 令和2年度（2020年度）	50%以上

### (主な取組)

#### (1) 市職員に対する男女共同参画研修の充実

主な取組の具体的内容	主な担当室課
市職員の男女共同参画に関する意識形成のため、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止等の研修を実施します	人事室
公文書における男女共同参画の視点に立った文書表現について周知します	人権政策室

## (2) 事業者、労働者への男女共同参画の啓発と情報提供

主な取組の具体的内容	主な担当室課
JOB ナビすいたにおいて、子育て両立支援求人を含む求人を開拓し、子育てをしながら就職を希望する方が就職に結びつくようマッチングを図ります	地域経済振興室
事業者、労働者への男女共同参画の啓発のため、事業所向けに出前講座を実施します	人権政策室 男女共同参画センター
男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進するため、労働問題全般に関する啓発冊子の配布による情報提供や講座を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室

## (3) 家庭における男女共同参画の効果的な啓発活動の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
男女が共に協力して育児ができるよう、育児に関する技術指導及び知識や情報の提供に努めます	母子保健課
男性の家事・育児・介護への参画を促進するための学習の機会を提供します	まなびの支援課 男女共同参画センター

## (4) 市民に対する多様な媒体・機会を通じての男女共同参画に係る広報・啓発

主な取組の具体的内容	主な担当室課
市報・広報誌・SNS など多様な媒体を通じて男女共同参画に関する情報を発信します	人権政策室 男女共同参画センター
市報などで情報発信を行う際に、男女共同参画の視点を持って情報発信を行うよう努めます	広報課
市民意識調査や調査研究を行い、その結果を市民に還元します	人権政策室 男女共同参画センター
男女共同参画意識の形成に資する図書・資料等を収集し、市民に貸し出します	男女共同参画センター 学校教育室 各図書館

### (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・暮らしの中で、固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がないか、見直してみましよう。

## 基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

### 基本課題2 男女共同参画・男女平等教育の推進

#### (現状と課題)

保育・教育の場では、教職員へ男女平等教育に関する研修を行うとともに、あらゆる活動においてジェンダーの視点に立ち、男女共同参画・男女平等教育の推進に取り組んでいます。

男女共同参画センターや公民館等では、男女共同参画に関する講座の開催や学習の機会を提供し、市民の男女共同参画意識の形成を図っています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に対応したオンラインの活用等、効果的な取組が必要です。

性別による役割分担意識の解消や男女平等意識の形成には、子供をはじめとする様々な世代で男女双方の意識を変えていくことが重要です。性別にとらわれず、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画・男女平等教育や学習機会の充実を図る必要があります。

#### (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
男女平等教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	96.5% 令和2年度(2020年度)	100%
男女共同参画に関する講座の実施数 (男女共同参画センター)	58講座 令和2年度(2020年度)	70講座以上

#### (主な取組)

##### (1) 学校、保育所・幼稚園等における男女共同参画・男女平等教育の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
学校等における男女共同参画・男女平等教育の推進を年間計画の中で位置付け、全学校・全教職員に対して周知を図ります	保育幼稚園室 学校教育室
性別にとらわれず、子供が持つ個性を尊重した教育・保育に取り組めます	保育幼稚園室 学校教育室
男女共同参画・男女平等教育の推進のため、教職員・保育士、教育相談員等専門職への研修の充実を図ります	保育幼稚園室 学校教育室 教育センター

主な取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダーの視点から保育士等向け手引書を作成します	保育幼稚園室
図書・教材等をジェンダーの視点で見直します	保育幼稚園室 学校教育室
スクール・セクシュアルハラスメント防止に向けた子供に対する教育・相談体制の充実を図ります	学校教育室 教育センター
各校の実践交流を深め、小中一貫した男女平等教育に取り組めます	学校教育室

## (2) 男女共同参画のための生涯学習の推進

主な取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画のための生涯学習を推進するため、講座、情報提供、学習機会の充実を図るとともに、新しい生活様式に対応したオンライン講座を実施します	まなびの支援課 男女共同参画センター
夢つながり未来館等における交流活動を通じて、子供たちの男女共同参画意識の形成を図ります	青少年室 青少年クリエイティブセンター

## (3) 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成

主な取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画の視点からのメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を高める学習機会を提供します	男女共同参画センター 各図書館
学校などにおいて、インターネットをはじめ様々なメディアにおける固定的性別役割分担意識に基づく表現や、性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報に対して、主体的に対応できるメディア・リテラシーを育むためのデジタル・シティズンシップ教育を推進します	教育センター

### (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

・男女共同参画センターや公民館で実施する講座に参加し、男女共同参画について学んでみませんか。

## 基本方向 3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

### 基本課題 3 国際的な協調と男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進

#### (現状と課題)

男女共同参画の推進は、広く国際社会の取組と連動して進められています。平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された SDGs は、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。この中のゴール 5 として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げ、すべてのゴールを達成するために不可欠な手段であるとして国際的な取組が進められています。

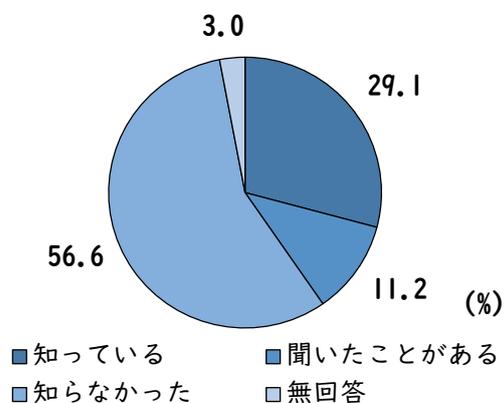
一方で、世界経済フォーラムが令和 3 年（2021 年）に発表したジェンダーギャップ指数によると、日本の順位は 156 か国中 120 位となっており、ジェンダー平等の取組において国際的に遅れをとっている状況が明らかになっています。

令和 2 年度（2020 年度）の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「SDGs」を「知っている」人の割合は 29.1%、「聞いたことがある」は 11.2%で、「ジェンダーギャップ指数」を「知っている」人の割合は 4.8%、「聞いたことがある」は 14.7%でした。

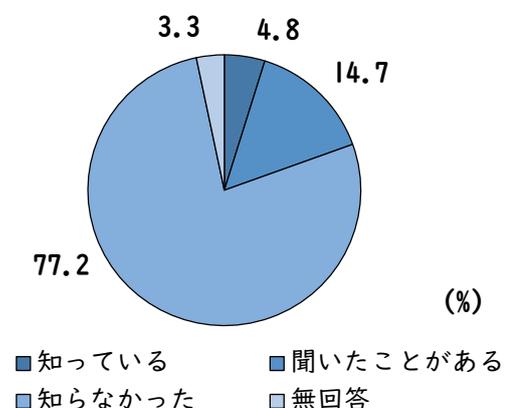
あらゆる活動にジェンダーの視点を取り入れ、ジェンダー平等を実現するため、様々な情報を提供し、一人一人の関心を高める必要があります。

また、国籍、宗教、文化などが異なる人々が互いにその違いを認め合い、対等な関係を築きながらともに仲間として生きていく社会をめざし、異文化理解の促進や外国籍市民への支援の取組が必要です。

(図 1) 「SDGs」の認知度



(図 2) 「ジェンダーギャップ指数」の認知度



資料：令和 2 年度（2020 年度）吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

## (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
「SDGs」の認知度	40.3% 令和2年度(2020年度)	50%以上
「ジェンダーギャップ指数」の認知度	19.5% 令和2年度(2020年度)	30%以上
児童・生徒の学校教育等の支援のための通訳者派遣回数	428回 令和2年度(2020年度)	450回以上

## (主な取組)

### (1) 男女共同参画に関連する国際規範・基準についての情報提供

主な取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダーギャップ指数などの国際比較データやSDGsに関する情報提供、講座を実施します	人権政策室 男女共同参画センター

### (2) 外国人家庭に対する子育てなどの支援

主な取組の具体的内容	主な担当室課
子育て中の外国人を支援するため、交流や情報交換の場を提供します	文化スポーツ推進室
日本語指導が必要な児童生徒の学習を支援するため、通訳者を派遣します	学校教育室

## (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・身近なところからSDGsに関する取組をはじめてみましょう。

## 基本方向 3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

### 基本課題 4 男女共同参画推進体制の充実

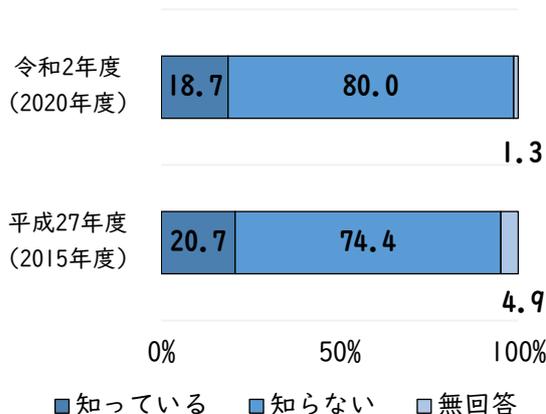
#### (現状と課題)

男女共同参画センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設として、市民団体等との交流や連携を図りながら、協働して取組を行っています。

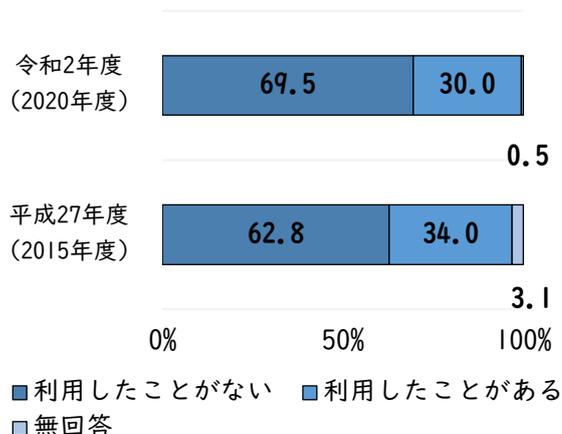
男女共同参画センターでは、男女共同参画の推進に関する様々な講座や相談事業等を行っていますが、令和2年度（2020年度）の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、男女共同参画センターを知っている人の割合は18.7%で、前回の調査から2.0ポイント低下しました（図1参照）。また、「知っている」と回答した人のうち、「利用したことがある」人の割合は30.0%でした（図2参照）。

本市における男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画センターの取組を一人でも多くの市民に知ってもらい、利用につなげていくとともに、情報発信、調査研究、主催講座、相談事業等の更なる充実を図る必要があります。

(図1) 男女共同参画センター「デュオ」の認知度



(図2) 男女共同参画センターの利用経験



資料：令和2年度（2020年度）吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

#### (計画推進の指標)

指標	現状値	目標値 令和7年度(2025年度)
吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.7% 令和2年度(2020年度)	30%以上

## (主な取組)

### (1) 市民団体等との協働・連携

主な取組の具体的内容	主な担当室課
市民団体などの活動や交流を支援し、連携して男女共同参画社会の実現をめざします	男女共同参画センター

### (2) 男女共同参画センターの機能の充実

主な取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画を推進する拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、調査研究、主催講座、相談事業の充実を図ります	男女共同参画センター

## (市民のみなさんも取り組んでみませんか)

- ・男女共同参画センターで実施している様々な講座に参加してみませんか。

## 第4章 計画の推進

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野及び市民生活の様々な分野に及ぶことから、市民及び事業者の協力のもとに、次の体制により総合的・効果的に進めていきます。

### **第1節 庁内における推進体制**

吹田市男女共同参画推進本部（市長・副市長・部長等で構成）による計画の総合調整と同幹事会（関係室課長等で構成）における横断的な連携機能の拡充による推進を図ります。

### **第2節 市民との連携**

- (1) 吹田市男女共同参画審議会委員の公募を行うなど、広く意見を求め実効ある推進を図ります。
- (2) 男女共同参画を推進する団体・グループ等と連携し、情報・意見交換し、施策の推進を図ります。
- (3) 男女共同参画推進員とともに、地域に根ざした活動を進めます。
- (4) 様々な機会をとらえて計画について市民の周知を図り、男女共同参画の施策に対する関心を高めます。

### **第3節 計画の進行管理及び検証**

計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、吹田市男女共同参画推進条例第19条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、具体的な数値、成果を示した年次報告を作成・公表し、吹田市男女共同参画審議会にて計画の進捗状況を分析、評価します。

#### 第4節 計画推進のための目標値（一覧）

基本方向	指標	現状値	目標値 令和7年度 (2025年度)	指標の出典	参照頁
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	1	市職員の管理職（課長代理級以上）に占める女性の割合 26.3% 令和3年度（2021年度）	30%以上	本市実績	12
	2	審議会等委員における女性の割合 29.9% 令和3年度（2021年度）	40%～60%	本市実績	13
	3	女性委員がいない審議会等の割合 9.8% 令和3年度（2021年度）	解消する	本市実績	13
	4	女性を対象とした就労に関する講座数 4講座 令和3年度（2021年度）	5講座	本市実績	15
	5	男性市職員の育児休業取得率 23.3% 令和2年度（2020年度）	50%以上	本市実績	18
	6	育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合 12.6% 令和3年度（2021年度）	20%以上	吹田市労働事情調査	18
	7	事業所を対象とした啓発の実施回数 3回 令和3年度（2021年度）	5回	本市実績	18
	8	吹田市防災会議における女性委員の割合 19.4% 令和3年度（2021年度）	30%以上	本市実績	21
2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保	9	ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合 21.4% 令和2年度（2020年度）	30%以上	吹田市労働事情調査	24
	10	セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合 56.7% 令和2年度（2020年度）	70%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	24
	11	すいたストップDVステーションの認知度 16.3% 令和2年度（2020年度）	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	28
	12	中学校におけるデートDV予防啓発実施校数 13校 令和3年度（2021年度）	18校 (すべての市立中学校)	本市実績	28
	13	配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合 48.0% 令和2年度（2020年度）	30%未満	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	28
	14	健康の保持・増進や介護予防のために心がけていることが「特にない」高齢者の割合 3.1% 令和元年度（2019年度）	0%	吹田健やか年輪プラン（吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）にかかる高齢者等の生活と健康に関する調査	31
	15	子宮がん・乳がん検診受診率（※） 子宮がん 37.6% 乳がん 37.7% 令和2年度（2020年度） 子宮がん 49.8% 乳がん 51.4% 平成30年度（2018年度）	子宮がん 50% 乳がん 増加	本市実績 吹田市市民意識調査	32
	16	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度 14.5% 令和2年度（2020年度）	20%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	32
	17	就労支援専門員が関わる支援により就労につながった人数 81人 令和2年度（2020年度）	90人	本市実績	34
	18	ひとり親世帯等における自立支援プログラム策定件数のうち就職に結び付いた件数の割合 81.7% 直近5か年(平成29年度(2017年度)から令和3年度(2021年度))の実績値平均	90%以上	本市実績	34
	19	「LGBT」の認知度 73.2% 令和2年度（2020年度）	80%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	35

基本方向	指標	現状値	目標値 令和7年度 (2025年度)	指標の出典	参照頁
3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	20	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合 女性 20.5% 男性 26.9% 令和2年度（2020年度）	男女とも15%未満	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	38
	21	社会全体として男女の地位は平等になっていると思う市民の割合 15.5% 令和2年度（2020年度）	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	38
	22	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合 34.2% 平成30年度（2018年度）	40%以上	吹田市市民意識調査	38
	23	吹田市男女共同参画推進条例の認知度 35.1% 令和2年度（2020年度）	50%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	38
	24	男女平等教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率 96.5% 令和2年度（2020年度）	100%	本市実績	40
	25	男女共同参画に関する講座の実施数（男女共同参画センター） 58講座 令和2年度（2020年度）	70講座以上	本市実績	40
	26	「SDGs」の認知度 40.3% 令和2年度（2020年度）	50%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	43
	27	「ジェンダーギャップ指数」の認知度 19.5% 令和2年度（2020年度）	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	43
	28	児童・生徒の学校教育等の支援のための通訳者派遣回数 428回 令和2年度（2020年度）	450回以上	本市実績	43
29	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度 18.7% 令和2年度（2020年度）	30%以上	男女共同参画に関する市民意識・実態調査	44	

※第5次プランから、出典を本市実績から吹田市市民意識調査に変更